

拡大型指名競争入札の公表

令和2年3月25日

契約責任者 東日本高速道路株式会社 東北支社 郡山管理事務所長 荻野 政行

次のとおり拡大型指名競争入札を実施しますので、お知らせします。

1. 拡大型指名競争入札に付す事項

1-1 契約件名（業務名）	東北自動車道 安積PA休憩施設混雑情報提供設備詳細設計
1-2 業務箇所	自) 福島県西白河郡西郷村大字小田倉 至) 福島県郡山市喜久田町
1-3 業務種別	施設設備設計
1-4 業務内容	本業務は、東北自動車道 安積PA他に休憩施設内混雑状況を把握する設備の検討を行うとともに、基本詳細設計を実施するものである。 ・CCTV設備設計 7箇所 ・受配電設備改造設計 3箇所
1-5 履行期間	契約保証（履行ボンド）取得の日の翌日から300日間

2. 拡大型指名競争入札の実施等に関する事項

2-1 指名競争入札実施理由	本業務は、東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第7条第2項-②-ア)に該当するため、拡大型指名競争入札とする。		
2-2 指名通知の日	令和2年3月25日		
2-3 指名基準	<p>(1) 指名通知の日において、「東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年度細則第16号）第6条（入札者に対する指示書【郵送入札】《調査等》（以下「指示書」という。）[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 指名通知の日において、業務種別「施設設備設計」にかかる東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO東日本」という。）の『平成31・32年度競争参加資格』を有していること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、NEXCO東日本が別に定める手続きに基づき上記(2)の資格の再認定を受けていること。</p> <p>(4) 指名通知の日において、NEXCO東日本から「東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）に基づき、「地域2（東北支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止措置を講じられている者でないこと</p> <p>※指名通知の日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO東日本から「地域2」において競争参加資格停止措置を講じられた場合は、以後競争に参加することができない。</p> <p>(5) 平成21年度以降に元請として発注機関に受渡し完了した下記の同種業務の実績を有すること。</p> <table border="1" data-bbox="416 1771 1433 1883"> <tr> <td>同種業務</td> <td>国、地方公共団体、NEXCO東日本、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が発注した、「CCTV設備設計」を実施した業務</td> </tr> </table>	同種業務	国、地方公共団体、NEXCO東日本、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が発注した、「CCTV設備設計」を実施した業務
同種業務	国、地方公共団体、NEXCO東日本、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が発注した、「CCTV設備設計」を実施した業務		
2-4 その他	指名者は、入札書類を当社に発送する前において、いつでも自由に入札を辞退（以後の入札手続への参加を辞退）することができるが、その場合は、「辞退書（指示書様式2）」を提出すること。郵送で「辞退書」を提出する場合は、「辞退書」が封かんされていることが分かるよう、封かんした封筒に『辞退書在中』と明記すること。		

	<p>なお、辞退を理由として不利益な取扱いはいししない。  入札書の提出期限日までに入札書・辞退書いずれの提出もない指名者は、入札を辞退したものとみなす。  ※辞退書（指示書様式2）の掲載場所等  <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/</a>  ・上記アドレスにて「契約関係図書のダウンロード」のページが開く。  ・同ページの中ほど（共通仕様書等の直上）の「入札者に対する指示書」、「調査等」の「指示書（郵送入札）」をクリックしてPDFファイルを開く。  ・同PDFファイル中の指示書様式2「入札（見積）辞退書」を探す。</p>
--	---

3. 指名を受けていない者（以下「非指名者」という。）の競争参加に関する事項

3-1 非指名者の競争参加資格	<p>非指名者のうち、次の「①及び③」又は「②及び③」のいずれかに該当する者は、本件競争入札に参加することができる。なお、審査基準日（3-4 競争参加に必要な手続き（1）に示す競争参加資格確認申請書の提出期限の日をいう。以下同じ。）以降落札者決定の日までの間に該当しなくなった場合は、以後、本件競争入札手続きに参加することができない。</p> <p>①審査基準日において、NEXCO東日本の「平成31・32年度競争参加資格」の有資格者のうち2-3 指名基準の（1）から（3）、（5）を満たす者  ②審査基準日において、NEXCO東日本の「平成31・32年度競争参加資格」の無資格者のうち2-3 指名基準の（1）、（3）、（5）を満たす者  ③審査基準日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO東日本から「地域2」において競争参加資格停止措置を受けていないこと。</p>
3-2 競争参加に必要な条件	<p>（1）契約責任者から競争参加資格があると認められること《「3-1 非指名者の競争参加資格」①、②の者ともに必要》  競争参加資格確認結果通知予定：令和2年4月15日（水）  （2）開札時において、業務種別「施設設備設計」にかかる『平成31・32年度競争参加資格』を有していること《「3-1 非指名者の競争参加資格」②の者のみ必要》</p>
3-3 契約図書の交付方法等	<p>配布期間：拡大型指名競争入札公表の日から令和2年4月8日（水）まで  配布方法：調査等請負契約書、指示書、施設工事調査等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）、金抜設計書、特記仕様書等はNEXCO東日本のホームページより取得するものとする。</p> <p>※本件の契約締結日は令和2年4月1日以降を予定していることから、民法改正等に伴い、中央建設業審議会の公共工事標準請負契約約款改正（令和元年12月）等を踏まえ、NEXCO東日本の契約書、共通仕様書、入札者に対する指示書、様式等を変更する予定があり、変更内容が確定次第、NEXCO東日本ホームページに掲載するので確認すること。  （契約書、指示書及び共通仕様書等）  <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/</a>  （金抜設計書、特記仕様書等）  <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/</a></p>
3-4 競争参加に必要な手続き	<p>（1）競争参加資格確認申請書の作成及び提出《「3-1 非指名者の競争参加資格」①、②の者ともに必要》  作成方法：配布する競争参加資格確認申請書書式に記載のとおり  提出期限：令和2年4月8日（水）16：00まで  提出場所：東日本高速道路株式会社 東北支社 郡山管理事務所 総務  （住所）〒963-0551 福島県郡山市喜久田町字下尾池1  （電話）024-951-1721  提出方法：持参、書留郵便又は信書便（提出期限までに必着）  提出部数は2部（正1部、写1部）とする。</p> <p>（2）NEXCO東日本の「平成31・32年度競争参加資格審査申請書」の作成及び提出《【<b>要注意</b>】「3-1 非指名者の競争参加資格」②の者のみ必要》  作成方法：NEXCO東日本ホームページ『平成31・32年度競争参加資格審査の</p>

	<p style="text-align: center;">ご案内』参照</p> <p style="text-align: center;"><a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/quarification/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/quarification/</a></p> <p>提出期限：下記の提出場所に確認すること。</p> <p>提出場所：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課  (住所) 〒100-8979 東京都千代田区霞が関3-3-2  新霞が関ビルディング17F</p> <p>(電話) 03-3506-0214</p> <p>提出方法：事前に一度電話連絡の上、郵送(書留郵便)でのみ受付(提出期限までに必着)[宛名面に「緊急認定」と記載すること。]</p>
--	---

#### 4. 競争参加資格に関する事項

<p>4-1 施工管理業務の受注者等との資本又は人事面の関係</p>	<p>指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、下記②に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本業務の発注に関与した者でないこと、又は現に下記②に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。</p> <p>①「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ)又はロ)に該当する者である。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ) 業者の代表権を有する役員が当該受注者又は下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者</p> <p>② 施工管理業務の受注者  本業務に係る施工管理業務の受注者等は存在しない</p>
<p>4-2 入札に参加しようとする者との間の資本又は人的関係</p>	<p>指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、入札手続きに参加する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(以下の基準1及び2に関しては、様式1(競争参加資格確認申請書)の別添資料「競争参加が制限される入札者間の資本関係又は人的関係」も参照のこと)。</p> <p>なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ること、指示書1[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。</p> <p>1. 資本関係  以下のいずれかに該当する二者の場合。</p> <p style="padding-left: 2em;">1) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合</p> <p style="padding-left: 2em;">2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>2. 人的関係  以下のいずれかに該当する二者の場合。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、1)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。</p> <p style="padding-left: 2em;">1) 一方の会社等の役員(以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この2. 人的関係の記載中において同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> <p style="padding-left: 2em;">2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人(以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この2. 人的関係の記載中において同じ。)を現に兼ねている場合</p>

	<p>3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p><b>【役員 の定義】</b>  会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。</p> <p>① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役</p> <p>d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>③ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>④ 組合の理事</p> <p>⑤ その他業務を執行する者であつて、①から④までに掲げる者に準ずる者</p> <p><b>【管財人の定義】</b>  民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人</p> <p>3. その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合  組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合</p>
<p>4-3 競争参加資格に関する留意事項</p>	<p>(1) 本業務の受注者、本業務の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本業務の契約期間中、監督を担当する部署の「施工管理業務」の入札に参加し、又は当該「施工管理業務」を請負うことはできない。</p> <p>なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。</p> <p>① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者</p> <p>② 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者</p> <p>(2) 本業務の受注者、本業務の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本業務にかかる工事の入札に参加し、又は工事を受注することができない。</p> <p>なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。</p> <p>① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。</p> <p>② 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。</p>
<p>4-4 競争参加資格に関する留意事項</p>	<p>本業務の受注者、本業務の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本業務の再委託先と資本若しくは人事面において関連がある者は、本業務の契約期間中、監督を担当する部署の「施工管理業務」の入札に参加し、又は当該「施工管理業務」を受注することはできない。</p> <p>なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。</p> <p>① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者</p> <p>② 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者</p>

5. 入札・開札に関する事項

<p>5 - 1 入札・開札執行</p>	<p>(1) 入札時に必要な書類の作成等 入札書類は、次のとおりとする。 1) 入札書 …… 指示書[12]のとおり</p> <p>(2) 入札書類の提出 提出期限：令和2年4月20日（月）16：00まで 提出場所：東日本高速道路株式会社 東北支社 郡山管理事務所 総務 提出方法：持参、書留郵便又は信書便（提出期限までに必着） 指示書[13]に示す封かんの上、指示書[14]に従い提出すること。</p> <p>(3) 開札 開札日時：令和2年4月21日（火）10：30 開札場所：東日本高速道路株式会社 東北支社 郡山管理事務所 会議室</p> <p>(4) 開札への立会いと持参書類：指示書[17][2]のとおり</p> <p>(5) 開札への立会いのない場合の取扱いについて 開札への立会いのない入札者がした当初の入札は有効として取扱う。ただし、再度入札を開札後速やかに実施する場合においては、再度入札は辞退したものとみなす。</p> <p>(6) 入札者は、入札書類を当社に発送する前において、いつでも自由に入札を辞退（以後の入札手続への参加を辞退）することができるが、その場合は、「辞退書（指示書様式2）」を提出すること。郵送で「辞退書」を提出する場合は、「辞退書」が封かんされていることが分かるよう、封かんした封筒に『辞退書在中』と明記すること。 なお、辞退を理由として不利益な取扱いはいしない。 入札書の提出期限日までに入札書・辞退書いずれの提出もない入札者は、入札を辞退したものとみなす。</p> <p>(7) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照すること。</p> <p>(8) 落札者の決定方法 自動落札方式 指示書[18][1]のとおり</p> <p>(9) 低入札価格調査 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。 なお、本件競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に厳格な低入札価格調査を行う。 低入札価格調査については、入札者に対する指示書[22]を参照すること。</p>
----------------------	---

6. その他

<p>6 - 1 質問の受付</p>	<p>(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。 ①受付期間：指名通知又は拡大型指名競争入札の公表の日から令和2年4月6日（月）16：00まで ②受付場所：記3-4（1）と同じ ③受付方法：質問書面（様式自由）を持参、書留郵便又は信書便により提出（受付期間内必着）。なお、質問書面には、会社名（個人事業主にあつては当該個人名。以下同じ。）及び提出日を記載のうえ、社印（個人事業主にあつては当該個人の印章）を押印すること。また、質問書面中の質問内容には、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないよう留意すること。</p> <p>(2) 上記（1）により受け付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。 ①回答予定日：原則として、質問書を受け取った日の翌日から5日以内（休日を除く） ②回答方法：NEXCO東日本ホームページ「入札公告・契約情報」の「本件公告名」の「備考」に掲載する <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/</a></p>
--------------------	---

	<p>(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO東日本ホームページを参照すること。  <a href="http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/">http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/</a></p>
6-2その他	<p>(1) 使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(2) 契約保証 必要 指示書[25]を参照すること。</p> <p>(3) 契約書の作成 必要 指示書[26]④を参照すること。なお、電子契約サービスによる契約書の作成等を行わない。</p> <p>(4) 入札の無効 指示書[23]に該当する入札は無効とする。</p> <p>(5) 支払条件  ① 前金払 受注代金額が300万円以上の場合には「有」、300万円未満の場合には「無」  なお、受注代金額が300万円以上の場合、本契約の相手方は、請負契約書第34条第1項に基づき前払金の請求をすることができる。</p> <p>(6) 苦情申立て  本入札手続きにおける競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、契約責任者に対して苦情の申立てを行うことができる。</p> <p>(7) 本件競争入札において入札の公正性を害する恐れが生じたときは、競争参加者に対して必要な調査を実施及び依頼することがある。</p>

注) 非指名者のうち「競争参加資格がない」とされた方は、本書面を受け取った日の翌日から7日(休日を除く)以内に、当職に対し、氏名及び住所、対象となる調査等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができます。説明を求める場合の手続については、競争参加資格確認結果通知において示します。